川俣町商工会員 令和4年2月吉日

飲食店のみなさま

新型コロナ対策 福島県版 加力金のお知らせ

申請用紙の入手や記載等については川俣町商工会までご相談ください。

■令和4年1月まん延防止等重点措置区域(福島県全域)における時短要請協力金

令和4年1月30日(日)午後8時~令和4年2月21日(月)午前5時までの間、感染防止対策を徹底したうえで営業時間短縮の要請にご協力いただいた際に協力金が交付されます。

·要請内容

ふくしま感染防止対策認定店制度(オレンジステッカー取得済)と、非認定店に対しそれぞれ下記の通り要請しております。

通常の営業時間	ふくしま感染防止対策認定	非認定店			
	いずれかを選択				
	①21時までの時短営業	A方式			
21時を超えた営業	(酒類提供は20時まで)	A万式	20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)		
	②20時までの時短営業	B方式			
	(酒類提供は終日停止)	口刀式	(旧規提供は於口骨工)		
20時を超えて21時までの営業	20時までの時短営業	B方式			
20時を旭んで21時までの呂来	(酒類提供は終日停止)	D万式			

·交付額

ふくしま感染対策認定店(A方式・B 方式)、非認定店により交付額がそれぞれ異なります。 詳しくは次ページ「交付額について」をご確認ください。

【早期支給申請分について】

·対象期間: <u>令和4年2月1日(火)から2月10日(木)の期間(2月10日必着)</u>

·交付金額:一律30万円(12日分×2.5万円)

【本申請分】

・受付期間 :詳細が決まりましたら、県ホームページ等でお知らせとなります。

お問合せ: 川俣町商工会 14.565-2377

■交付額について

					認定店 ふくしま感染対策防止認定店(オレンジステッカー)			非認定店		
					A方式	A 方式 B 方式				
夢語内型	営業時間				午前5時~午後9時までの時短営業 午前5日		午前5時~午後8時までの時短営業		午前5時~午後8時までの時短営業	
	酒類の提供				午後8時ま	午後8時まで 終日停止(酒類の店内持込を含む)		終日停止(酒類の店内持込を含む)		
交付額		売上高方式			2.5万円~7.5万	円/日	3万円~10万円/日		3万円~10万円/日	
					~83,333円	2.5万円	~75,000円	3万円	~75,000円	3万円
					83,333円~25万円	売上高×0.3	75,000円~25万円	売上高×0.4	75,000円~25万円	売上高×0.4
	中				25万円~	7.5万円	25万円~	10万円	25万円~	10万円
	小企業		売上高減		前年度又は前々年度からの1日あたり 売上高減少額×0.4 売上高減少額×0.4		前年度又は前々年度か 売上高減少額×0.4		前年度又は前々年度か 売上高減少額×0.4	らの1日あたり
			業 少 上		限	20万円又は前年度もし の1日当たりの売上高× いずれか低い額		20万円		20万円